

## 物品購入・委託・賃貸借契約条項の一部改正について

改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日から使用する契約条項を改正します。

主な改正点は以下のとおりです。

### 1 瑕疵担保責任に関する見直し

- (1) 「隠れた瑕疵」という用語を「種類又は品質に関して契約の内容に適合していないもの（以下「契約不適合」という。）」に見直しました。（物品購入、賃貸借）
- (2) 発注者（契約条項中「甲」以下同じ。）は、契約に適合しないことを知っていから1年以内にその旨の通知をしなければ修補請求等の権利行使ができないとされたことを規定しました。（物品購入）

### 2 契約解除の要件に関する見直し

- (1) 発注者の解除権、受注者の解除権共に催告解除と無催告解除に分けてそれぞれ解除事由を規定しました。
- (2) 催告解除については、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととしました。

（物品購入、賃貸借、委託）

### 3 その他の見直し

- (1) 遅延違約金等の利率の根拠を明確に規定しました。  
なお、現時点での利率は年5%であり、当面の運用に変更はありません。
- (2) これまで、受注者に排除措置命令又は課徴金納付命令（以下「命令」という。）があった場合を契約解除の対象としてきましたが、今後は、命令の対象とならない違反事業者であっても契約解除の対象とすることとし、併せて、損害賠償請求の対象とすることとしました。
- (3) その他、所要の改正を行いました。

（物品購入、賃貸借、委託）